

平成 19 年 10 月 22 日  
 社団法人日本福祉用具供給協会  
 理事長 池田 茂

## 「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」に係る意見

### 協会の概要

#### 1. 目的

本協会は、日常生活を営むのに支障のある全ての高齢者や、障害者の自立支援・生活支援及び介護負担の軽減の為に、福祉用具を供給する民間事業者が健全な経営を図りつつ倫理的自覚に基づき、関係する公的機関や関係団体と連携協力しながら、利用者を尊重した総合的供給体制の強化を図っていく。また、供給する各種サービスの質的向上に努めるとともに福祉用具の普及促進、利用者情報の研究開発への反映など、事業を通じて総合的な介護システムの増進に資すること、ひいては地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

#### 2. 組織構成

- 全国 10 支部（北海道、東北、北関東、南関東、東京、東海・北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄）
- 47 ブロック（47 都道府県）として組織化
- 役員 理事 33 名 監事 2 名
- 会員数 正会員 478 社 賛助会員 32 社（平成 19 年 10 月現在）

#### 3. 活動内容

- (1) 福祉用具に関する調査研究
- (2) 福祉用具供給事業従事者に対する教育・研修
- (3) 福祉用具に関する知識の普及啓発
- (4) 行政機関、関係団体等との連携及び協力並びに協会組織の強化充実
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

### 有用性等

#### ○ 福祉用具の有用性

- (1) 自立支援と介護負担の軽減

福祉用具は要介護高齢者等が住みなれた地域における、在宅での自立支援を支え、介護者の介護負担を軽減させる上で大切な役割を果たしています。

- (2) 生活の質（QOL）の向上

また、要介護者等が車いす等の福祉用具を自ら操作し、人の手を借りず地域社会で活動することを可能にするなど、生活の質（QOL）の向上に重要な役割を果たしています。

### (3) 介護サービスの生産性向上

少子高齢化の進行等の下で、介護サービスニーズは今後ますます拡大していくにもかかわらず、介護マンパワーの確保が深刻な問題となってきています。マンパワーの代替として福祉用具の有効活用を図ることにより、介護費用全体としての削減効果にもつながります。

### (4) 介護従事者の腰痛予防

介護家族や介護サービス従事者の腰痛等の予防となることから、労働安全衛生問題の防止に寄与できます。

### (5) 地域ケアの推進への対応

一部の療養型病床群の廃止により、在宅において医療との連携の重要性が増し、医療と連携した福祉用具の活用ニーズも増大いたします。

## ○レンタル制度の仕組みの有用性

福祉用具は、誰が、何処で、どのような方法で使用されるかによって、活用する効果は大変異なります。本人のADLの状況の変化、環境の変化、介護者の状況等によって変更することが数多くありその変化等に合わせて使用する必要があり、そのためにはレンタル制度が適しています。購入の場合にはこのような変化等があれば、再度購入し既存の用具は処分せざるを得ません。短期間での変更もしばしば見られます。

また、レンタル制度には下記のような利点もあります。

### (レンタル制度の利点)

- ・必要な時に必要な期間だけ使用できます。
- ・不要になったときは、返却交換ができます。
- ・常時メンテナンス、情報の提供が受けられます。
- ・ごみの排出を抑え、環境にやさしい方式です。
- ・社会コストの合理化と削減になります。

## 具体的意見

### 1. サービスの質の担保と更なる向上

サービスの質の担保と更なる向上のため、下記の点を推進いただきたい。

- ・福祉用具にかかる衛生基準の明確化を促進していただきたい。
- ・利用者がより質の高いサービスを選択できる体制となるよう専門相談員のレベルアップを支援いただきたい。
- ・物のレンタルのみではなく、人が係るサービスの内容・質を重視する方向で制度を推進いただきたい。

## 2. 軽度者への対応

平成 19 年 4 月から、軽度者であっても特殊寝台等を利用できる仕組み（例外給付）としていただきましたが、厚生労働省が公表している資料によると、7 月審査分における特殊寝台の利用者は、10,700 人と少数にとどまっています。特殊寝台のように認定調査の結果のみで一律制限される品目については、調査の結果の把握が不十分なケースが見られます。それを補う視点で福祉用具専門相談員を含む「サービス担当者会議」での判断を重視していただきたい。

なお、軽度者で特殊寝台等の利用が中止された要介護者の、その後の介護の状況等実態を調査いただきたい。

## 3. 病院・施設向けへの福祉用具貸与の適用

病院・特別養護老人ホーム等の施設での福祉用具貸与サービスを適用していただきたい。病院・施設での福祉用具貸与を適用することで地域・在宅ケアとの連続したサービスが可能となり利用者の自立・生活支援に更に貢献できます。

## 4. 3 種目（歩行器、杖、手すり）の貸与方式の見直し

これらの移動機器に関しては軽度者・中重度者を含めいずれも正に身体状況への対応が必要とされる用具です。従って、身体状況への対応等を配慮するとレンタル方式が望ましいと考えます。

## 5. 介護保険対象種目の見直し

介護予防と在宅介護を促進する上でも、現在の貸与種目では足りないのではないかと思われます。今後、老々介護が多くなり他人の援助が難しくなると、なお更色々な福祉用具が必要になってきます。

たとえば、介護従事者の腰痛予防等健康管理に寄与する用具、介護状態にならないための介護予防的な用具、外出の意欲を増し転倒を防止するシルバーカー等の歩行補助具、階段昇降機、独居生活の不安が軽減される、安否を確認するための機器等を取り入れていただきたい。

## 6. 実態調査報告の継続とフォローアップ

初回調査であり、事業者の不慣れもあり、回収 1199、有効回答数 195 となっており、必ずしも業界全体の傾向を反映していない点もあるのではないかと危惧しております。特に、事業者の価格に関する意識、事業者の損益等（含給与・回収期間）に関しては、引き続きのフォローアップをお願いいたします。

以上